

○ ボイラー及び第一種压力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示（平成十一年労働省告示第四十五号） 新旧対照条文（抄）
 クレーン等製造許可基準（昭和四十七年労働省告示第七十六号）（第二関係）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（主任設計者）</p> <p>第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校（修業年限が五年であるものに限る。）を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後八年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 （略）</p> <p>（工作責任者）</p> <p>第五条 製造しようとするクレーン等の工作責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後六年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 （略）</p>	<p>（主任設計者）</p> <p>第四条 製造しようとするクレーン等の主任設計者、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校（修業年限が五年であるものに限る。）を含む。以下同じ。）において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後八年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 （略）</p> <p>（工作責任者）</p> <p>第五条 製造しようとするクレーン等の工作責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法による高等学校において、機械工学に関する学科を専攻して卒業した者で、その後六年以上クレーン等の設計又は工作の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 （略）</p>